

伝統芸能の保存組織のあり方の研究

——東大寺修二会の伝承基盤——

佐藤道子

はじめに

一、二月堂修二会——輪郭と記録——

二、継承のかたちと意識

a 参籠口数の推移

b 第一区分の時期

c 第二区分の時期

d 第三区分の時期

e 第四区分の時期

f 第五区分の時期

g 第六・第七区分の時期

三、伝統芸能継承への指針

おわりに

はじめに

第二次大戦後の社会的・経済的変動は、わが国における伝統芸能の伝承基盤を大きく揺るがす因となった。催行母胎の多くは人的・経済的支えを失い、価値感の転変によって催行の意義を見失い、その結果、中絶・休止など、継承の危機に陥った事例も少くない。このような状況を承けて、伝統芸能の伝承組織を確立し、その充実した活動をすみやかに実現させるべく表記の課題が与えられた。本論は、その研究成果の一端である。ここでは、わが国の伝統的諸芸能の母胎ともいべき寺院行事の中から東大寺二月堂の修ゆにえ二会を取上げ、過去におけるその伝承形態を通して伝承組織のあり方を考えてみようと思う。この行事の継承に注がれた先人の努力と智慧とが、現代の伝統芸能保存の問題に資する点がある、と確信するゆえである。

東大寺修二会が、わが国の伝統的諸行事の中で、その歴史・規模・内容において第一級の行事であることは論をまたない。現時点にあっても東大寺最大の行事であり、年ごとに世間の耳目を集めてもいる。東大寺では、古来継承し続けた規矩を保ち、精神性を失わぬことを以て自戒とし自負としている。その自戒と自負の拠りどころは、この法会を、全国各地に伝存する同種の法会——悔け過かえ会——の源流とする古来の認識であり、天平勝宝四年（七五二）の創始以来不退の行法であったと伝える伝統であり、天下万民に代って、天下万民はもとより宇宙に生あるすべてのものの至福を祈るという、法会の壮大な目的にある。

前記のような現状は、一見、東大寺修二会が伝承の危機とは無縁の恵まれた長い道のりを歩んできたような印象を与えるかもしれない。しかし、後に掲げることがらにも明らかのように、その歩みは決して平穏だったわけではない。行事の規模が大きく、たずさわる人が多いだけに、物心両面にわたる行事の維持・経営の努力も並ならぬものがあつたと思われる。ここでは、この法会の消長を法式作法によってのみではなく、僧団のあり方やその意識、法会運営の形態や

その背景などを主眼として考察し、折々の社会状況や不測の災いに対処しつつその生命力を保ち続けた東大寺修二会の在り方を考えてみたい。

一、二月堂修二会——輪郭と記録——

東大寺図書館に、練行衆れんぎょうしゅう（修二会参籠僧）によって書き継がれた平安末以降の参籠記録が所蔵されている。連続数百年におよぶ一連の記録も単年の記録もあり、部分的な欠損もあるが、参籠の実態を伝える貴重な記録である。本論では、主としてこの記録に基づいて考察を行う。

右の参籠記録（以下「練行衆日記」と記す）は、A 保安五年（一一二四）から宝暦十一年（一七六一）に至る一群、B 元禄八年（一六九五）から大正七年（一九一八）に至る一群、C 享徳三年（一四五四）から文久三年（一八六三）に至る一群、以上三群に大別できるが、A の中、保安五年から文永六年（一二六九）までの一冊は焼損甚しく、現在原本は公開されていない。また文永七年から文保二年（一一三一八）までの部分は失われている。従ってこの一群で現在披見可能なのは、文保三年以降のものである。B は元禄八年を上限とする江戸中期以降の記録である。この中、元禄八年から宝暦十一年まではA と重複するが、記事には異同がある。C は堂衆方どうしゅうかたによる記録であり、A・B と並行しつつ堂衆方の視点に立って記述されている。これらは、いずれもほぼ共通の記載形式を有し、まず当該年の参籠僧名を列記し、必要に応じて主要な諸役や会中の特記事項などを精粗さまざまに記述する。概して時代が下るに従って記述の量は増加している。

以上の中、A については元興寺文化財研究所による翻刻『東大寺二月堂修二会の研究史料篇』が刊行されており、このたびは主として同書を参照させて頂いた。またA・B・Cともに、東京大学史料編纂所にご所蔵の影印帖、および東大寺図書館ご所蔵の原本を必要に応じて参照させて頂いた。本論の「練行衆日記」からの引用は、前記『東大寺二月堂修

二会の研究史料篇』に負っている。ただし、読点とルビは筆者が付し、また、影印帖あるいは原本によって訂正した箇所も二、三ある。

さて、前記に明らかなように、現存する「練行衆日記」は保安五年を上限とする。東大寺修二会の創始を天平勝宝四年とする寺伝に従えば、この間三七〇余年の歳月を経ている。天平勝宝四年の創始についてはほぼ容認し得ると考えられるが、以後一二世紀の初期に至るまで、その実態は明らかでない。ただし、「練行衆日記A」の巻第一、保安五年から治承四年(一一八〇)までの記述に、法会の根幹となる六時の勤行(悔過法要)について、日中・日没・初夜・半夜・後夜・晨朝の呼称をすべて確認できること、法会の重要な構成要素である達陀・小観音・水取り・実忠忌・涅槃講などの付帯行事に関わる記述があること、神名帳の奉読が定着していること、練行衆の上席者四名の職名である和上・大導師・呪師・堂司の呼称、およびその総括呼称である「四職」がすべて確認できること、などから、一二世紀半ばまでに現在に近い法会の形態が確立していたことは疑いない。また保延六年(一一四〇)に南都を巡拝した大江親通が記した「七大寺巡礼私記」には、

一、羈索院三昧堂一字、(中略)、件寺在大仏殿東山、世俗呼之号南無観寺云々、此堂修二月行法事、口伝云、毎年二月朔日開当院宝蔵、昇出小厨子置本仏前之壇上、其厨子内十二面観音像云々、堂衆十五人自二月朔日籠堂中、二七箇日之間白地不出住房所勤行也、至十四日夜堂衆等皆執金剛鈴、又以炬火逆挾腋、火炎出後、相烈唱南無観之宝号、疾是廻仏壇(走)奔是也、(以下略)(『校刊美術史料寺院篇上巻』所引)

の記述があり、堂の名称を混同したり「達陀」と「走り」の行法を一部混同していると思われる部分はあるものの、その具体的な記述から、同書成立の一・二世紀半ばに、二月堂修二会の存在が一般社会にかなり広く認識されていたことを知ることができる。しかもその認識は「南無観寺と号」したという表現によって察せられるように、本尊讚嘆の声明の迫力に基づくものであり、「炬火を逆に挾腋」んで「疾足して仏壇を廻」ったと記す火の行の鮮烈さに基づくものであ

った。それは、まさに二〇世紀末の現代の、二月堂修二会に対する一般的認識と相通するものであって、そこに時代を超えて一貫したこの法会の在り様を読み取ることができるよう思う。

悔過会の根幹である悔過法要の眼目は、本尊讚嘆の礼拝行にある。本尊讚嘆の礼拝行が諸罪を消滅し、諸願を成就させる、と説くのは、多くの悔過經典に共通のことであり、悔過法要はこの経説に則って成立したと考えられる。⁽⁴⁾「南無観寺」の呼称のもととなった「南無観（自在菩薩）」の称名号も、本尊十一面観音の名号を繰返し唱えながら礼拝を重ねる法要の中心部の作法に相当する。二月堂修二会が、法会の根幹部の法要の、中心部の作法によって世に認識され来たということは、この法会が法会の本質を埋没させることなく伝承され来たという証となるだろう。これと同様のことは、松明を挾腋んで仏壇の回りを疾走する「達陀」にも言い得る。「達陀」は、火によって諸罪を浄化し諸悪を焼尽する、という火の呪力を確認させる行である。称名礼拝の行が、それによって心身の諸罪を消滅させるのに対応して、「達陀」は火の呪力によって不可視的な諸災を除去するのがその意義と考えてよい。ということは、「達陀」もまた法会の本質を示すものと言える。「達陀」を媒体として一般社会に二月堂修二会が認識され来たということ、称名礼拝の勤行による認識と同じく、この法会がその本質を埋没させることのなかった証と考えることができるだろう。

以上瞥見したように、二月堂修二会は、法会の構成要素あるいは人的構成や名称などにおいて、また法会催行の本質的意義において、少くとも一二世紀前半以降今日まで、その大綱を変えることなく継承し続けてきたと思われる。そこで次章以下では、このような継承を可能ならしめた要因や継承の実態について、二、三の考察を加えてみたい。

二、継承のかたちと意識

すべて、行事を催す場合には、催行母胎となる組織や人、催行にふさわしい場、催行を支える経費、を確保すること
が不可欠の条件となる。二月堂修二会の場合もその例外ではなく、法会の催行に際して「練行衆日記」が法会継続の難

儀を記すのは、参籠衆の減少、火災による会場の焼失、料米の不足などの場合である。

現在二月堂修二会の催行母胎は東大寺である。法会開催に伴う所用の一切をまかない、東大寺の僧侶を主体として練行衆が選ばれ、二月堂を会場としてとり行う。ただし、練行衆には、一山の僧侶のみではなく末寺の僧侶も選ばれ、一宗挙げての行事となっている。練行衆選出指名の役は華嚴宗管長としての東大寺別当であるが、宗祖の忌日に宗祖像の前で発表する形式を履んでおり、その指名は宗祖良弁の意向によるもの、と認識されている。人数は定数の一一名で、二七日の法会（前行を含めるとほぼ一箇月）をこの集団が勤修する。

特記すべきは、右のような形態をとりながら、行事がはじまるとその運営はすべてその年の参籠衆にゆだねられ、寺内外の他の権限が一切及ばなくなる習わしがあり、全く独立した組織・運営が行われる点である。また、二月堂内陣の鍵は、練行衆の役職の一である堂司が、指名を受けて以後一年間管理するしきりになっており、通常でも、堂司の許可なしに開扉することはできないし、開扉しても、修二会参籠の経験をもたぬ者は寺僧といえども内陣への参入を許されず、ことに修二会催行中は、練行衆以外のいかなる人も参入することはできない。このようなしきりたりは、東大寺における他の堂舎や法会には存在せず、二月堂修二会のみの特色となっている。そこに、ある種の宗教性を指摘し得るし、それを維持し続けてきた強固な意志をも感じ取ることができる。しかし、現状から直ちにこの特色の原因を知ることはできない。

以上の現状を踏まえた上で、二月堂修二会の過去に立ち戻る。過去の推移が、その由って来るところを語るかもしれない。

a 参籠口数の推移

参籠口数 先に記したように、二月堂修二会参籠の練行衆は現在一一名を定数とし、年によって増減することはな

い。しかし、後述するように、本来は二〇数名におよぶ規模で組織され、しかも前半七日間（「上七日」）と後半七日間（「下七日」）では一部メンバーの交代を行うのが常態であった。

表Iは、「練行衆日記」A・B・Cから作成した参籠数の推移である。ここでは、一二世紀以降七〇〇年間のおおよその推移を知るべく、全体をほぼ一〇〇年単位で七区分に区切り、その区分ごとに参籠数の実態を四段階に分けて把握した。第一区分は保安五年から文永六年に至る約一五〇年間で、「練行衆日記」が「大双紙」と呼ぶ最古の一冊に相当する時期である。前述のようにこの部分は焼損甚しく、人数も正確には把握し難いが、「以上〇〇名」の記述および判読し得る実数に基づいている。第二区分は「大双紙」から半世紀を隔てた文保三年から南北朝統一の明德三年に至る七〇年余の期間、第三区分は明德四年以降、上七日と下七日のメンバーが交代する習わしがほぼ消滅する明応末年までの一〇〇年余り、第四区分は文亀元年から慶長五年の関ヶ原の役に至る一〇〇年、以下は江戸時代をほぼ三分して、慶長六年から元禄末年までを第五区分とし、宝永元年から享和末年までを第六区分、文化元年から文久末年までを第七区分とした。

表Iによって以下の傾向を知ることができる。

- ① 練行衆二〇名以上の参籠が、第四区分の一六世紀末までは常態であった。
- ② 第一区分から第三区分までは二〇名以上二五名未満の参籠数を主体としているが、この間に二五名を超える回数は一漸減し、代りに二〇名以下の回数が増加する。

③ 第四区分では参籠口数が増加し、②の傾向からの回復が看取される。

④ 第五区分以降は減少傾向が時を追うに従って顕著になる。その結果、第四区分までには稀だった一四名以下の参籠が常態となり、表には示されないが、第七区分では、現在同様の参籠数一名という事態が急激に増加する。

以上のように、練行衆の人数にはかなりの起伏がある。その起伏は決して偶発的な現象ではなく、背景にある催行母

表 I 参籠数比較

年代区分	西暦	期間区分	25口以上		20口～24口		15口～19口		14口以下		備考
			回数	対年数比	回数	対年数比	回数	対年数比	回数	対年数比	
1 保安5年 ～文永6年	1124 ～1269	上七日 下七日	40 (43) 51 (60)	29% 41%	65 (66) 80 (75)	45% 51%	32 (29) 4 (9)	20% 6%	3 (5) 0 (0)	3% 0%	この間 146年間
2 文保3年 ～明徳3年	1319 ～1392	上七日 下七日	15 (13) 16 (14)	18% 19%	44 (44) 44 (46)	59% 62%	14 (16) 13 (13)	22% 18%	0 (0) 0 (0)	0% 0%	この間 74年間
3 明徳4年 ～明応9年	1393 ～1500	上七日 下七日	7 (5) 8 (5)	5% 5%	68 (60) 67 (60)	58% 56%	33 (42) 33 (43)	39% 40%	0 (1) 1 (1)	1% 1%	この間 108年間
4 文龜1年 ～慶長5年	1501 ～1600	上七日 下七日	43 (40) 44 (40)	40% 40%	43 (48) 44 (47)	48% 47%	11 (11) 12 (13)	11% 13%	0 (0) 0 (0)	0% 0%	この間 100年間
5 慶長6年 ～元禄18年	1601 ～1703	上七日 下七日	0 (0) 0 (0)	0% 0%	8 (8) 9 (8)	8% 9%	75 (75) 74 (74)	73% 73%	20 (20) 20 (21)	20% 20%	この間 103年間
6 宝永1年 ～享和3年	1704 ～1803	—	0 (0)	0%	0 (0)	0%	12 (12)	12%	83 (83)	83%	この間 100年間
7 文化1年 ～文久4年	1804 ～1864	—	0 (0)	0%	0 (0)	0%	0 (0)	0%	54 (54)	89%	この間 61年間

凡例

- ◇ 括弧外は〔練行衆日記〕に記載されている参籠数によって数えた回数を記した。ただし参籠数の記載がない年に關しては実数を数え、また焼損部分については人名を確認できた参籠数によって数えた回数を記した。
- ◇ 括弧内は途中退出などなんらかの理由でその名を抹消されたり〔練行衆日記〕の記載数に誤りがあると思われる場合に訂正した実数。
- ◇ 記録のない年及び損傷され確認できない年があるため年数と回数は一致しない。
- ◇ 対年数比は四捨五入の数値を記した。
- ◇ 年代区分 6・7は〔練行衆日記〕に上七日・下七日の別を記さない。従って当該欄は上・下七日を一括して記載してある。

胎の変化を映し時代の様相を映すものと考えられる。

b 第一区分の時期

籠衆多勢 「練行衆日記」が参籠の人数に言及するのは、長承三年（一一三四）の左の記事が初見である。その頃、堂の広さに比べて練行衆が多いため、参籠数を二六人以下に制限する必要を生じたいらしい。

御堂狭籠衆多、仍行法之間超 〓

行業乱、仍広定廿六人不可過之 〓

この時（長承三年上七日）の参籠数は「已上廿八人」と記されているが、恐らく右の規制のゆえであろう、以後二六人を超える参籠は皆無となる。右の記事は、一二世紀前半における二月堂修二会を担う参籠集団の層の厚さを語るものであり、その集団が、修二会運営に関する自律的機能を発動し得る集団であったことを語るものである。

一二世紀前半における右の状況に至るまでの寺内における二月堂修二会の位置、法会催行の財源、法会勤仕の僧団などについては、すでに永村真氏が論じておられるが、東大寺における諸法会の中で、最も重視される一群——十二大会——には加えられなかった二月堂修二会に勤仕したのは、金鐘寺以来上院地域に止住していた上院僧団であり、一二世紀初頭以前は法華堂衆を中心とする堂衆層が主たる担い手であった、という。また寺内華嚴宗の本所たる尊勝院の上院支配によって、華嚴宗と修二会との関わりが緊密になったこと、学侶の堂衆に対する参籠比率が時代を降るに従って高くなる傾向などを指摘されている。このような経緯を経て第一区分に属する一二世紀前半に至るわけであるが、前述のように、それは層の厚い勤仕集団に担われていた時期であった。

南都焼亡 治承四年（一一八〇）一二月、平重衡の兵火によって、南都は東大寺・興福寺の諸堂塔廊はじめ村邑郷里ごとごとく焼失し果てる。二月堂も、本堂は焼失を免れたものの湯屋・関伽井屋を失い、本堂の東の戸を切破って小観

音を抱え出すありさまであった。この災いは「寺領皆停廢、本供等更不可叶」の結果を生み、寺家別当と当院院主は「仏已焼失、仏事皆断絶、庄園^(願)倒、一寺如無、至当[□]行法何強可動行乎、若寺復本者、可修後年云々」という意向を示した。おおかたの堂舎のみならず本尊まで灰燼に帰し、経済的基盤を支える庄園も失った時期、いわば時代の転換期の大波を真向から受けた時期に、別当や院主が、行法を無理して継続せず寺の復旧を待つて再修すべきと判断するのも、苦渋の末の一つの決断であつたらう。

しかしこの時、練行衆はその意向に従わなかつた。不退の行法の断絶を哀しみ、一時の中断は後悔を生む、と判断した「同心之輩十一人」が自ら食料^{じきりょう}を負担して継続を試みる。諸事不如意の中ではじめられた治承五年の修二会は、「依練行衆不足、至二月一日早旦、重勸人々之間四人又相加、其内一人者食堂着座之後始来、都^{すべ}慮十五人也」というありさままで、有志の熱意のみが法会の中絶を救ったさまをまざまざと知ることができる。以上は「練行衆日記」治承五年の条に記す当時の状況であるが、「未曾有」と記すこの困難は翌年も続き、料米の不足のために、寺家は参籠の人数を制限したり、⁽⁶⁾下七日の取止めを提示しており、容易ならぬ苦慮のさまを窺うことができる。しかしこの年も、「雖然及四百余歳行法趣、不可断絶之故」に、⁽⁷⁾二七日の行法は中絶を免れて無事翌年に引継がれることとなつた。

「練行衆日記」の記述に抛る限り、平安最末期の、寺の存亡にかかわるアクションの中で法会の継続を決断し実行したのは、寺の管理経営にたずさわる層ではなく、法会実修の集団であつた。ここにも、長承三年の事例に見たと同様の、参籠集団による自律的行動力を認めることができる。修二会の現状において述べたその独立性は、一二世紀におけるこれらの事実の延長上にある、と思われる。また、修二会の中断を防ぎ止めたこの事例は、実修者の熱意と行動が伝統の継承にいかに大きく作用するかを語っている。その行動に駆り立てたのは、いったん断絶してしまえば「設^た修後年更何甲斐」という、行法^{不退}に賭ける意識であつた。湯屋が焼失したために「破凍行水」して身を浄め、本供米が届かぬために「各傾一鉢令結構」て食料を調達してはじめた行法には、その後随伴の諸役も次第に集まり、粥料を寄進す

る者も現れた、という。⁽⁸⁾そこには、練行衆の不退転の熱意と行動に触発された周辺の反応が見られるのだが、このような対応関係は、時代を超え対象を超えてさまざまのことがらにあてはまることであり、伝統的諸芸能の保存継承に際しても最も重要と考えるべき要素であろう。

七寺強訴 一二世紀末の波を乗切った後、参籠数は旧に復し、「練行衆日記」はさしたる大事を記すことなく年を重ねるが、嘉禎二年（一二三六）に至って南都七寺の大衆による強訴が行われ、神輿を宇治に留めたまま大衆は退散し、東大寺も閉門蟄居して神仏事すべて退転する事態を生ずる。しかし「此行法者鎮護国家之大法薰修不退之修行也、治承回祿之次年猶以不退、況於余年乎」とする「二月堂講衆」⁽⁹⁾は、会合を開いて内密に修二会を勤修する決定を行う。具体的な決定内容は、練行衆を一八人に留め、法螺・鐘・五体⁽¹⁰⁾などの大きな音を約め、堂の四面や南北の造合⁽¹¹⁾の戸の外でこれらの音が聞えないようにし、参堂の人を留める塞を作る、など嚴重を極めるものであった。事の是非の議論はありつつ、嘉禎二年の条は「猶悦行法之不退、為後代大概記之」と結んである。

強訴による閉門蟄居は、公家に対する寺院側の示威行為であり、いわば作戦の一手段である。その最中に法会をとり行うというのは、自ら共同戦線の一角を崩すものである。だからこそ前述のような嚴重な規制の下にひそかに勤修したのであるが、このような場合、このような方法を用いても法会を継続させようとした意志の強さは並ならぬものである。しかもこの年、内聞にするために一八名と規制した参籠数は、上七日二四名、下七日二二名におよんだ。「有参籠志、参集宿房之人、及廿余人、面々慇懃、取捨不趣」⁽¹²⁾の結果の参籠だったという。先に引用した文章が、その前半で「此行法者鎮護国家之大法薰修不退之修行也」と大上段に構えた感があるのは、強訴のルールに反する行為を正当化するための表現と考えられぬこともなく、恐らくは後半の「治承回祿」云々こそが参籠集団の本音であったろう。以上のことがらは、参籠集団の修二会護持に対する熱意と行動力が、治承の難の時点と変らぬものであったことを示している。

この後、康元二年(一二五七)に堂内から出火して仏壇の水引を焼き、正元二年(一二六〇)に興福寺とのいさかいによって大仏殿の門を閉ざすなどの事件はあったものの、修二会はつつがなく催行され、二〇余名を下らぬ参籠数を維持したまま第一区分の時代を終えることとなる。

c 第二区分の時期

籠数漸減 文永七年から文保二年まで、「練行衆日記」が失われた半世紀の推移は空白であり、いま触れることはできない。そして、再び「練行衆日記」の記事に接する文保三年(一一三九)は、南北朝併立直前の持明院・大覚寺兩統抗争の時期であった。以後明徳三年に至るまで、第二区分に属する時期は皇統争いによって世情は不穩に終始していた。その影響は陰に陽に寺院社会にも及んでいたと思われるが、表Iに見るように、この時期の修二会参籠数は二〇名から二四名の人員構成が中心となり、第一区分の時期に比べると、二五名以上の参籠の割合が明らかに下降している。一二世紀前半に、参籠数は「廿六人不可過」と規制しなければならなかった事実を思い起すと、修二会の周辺になんらかの変化があったことが予想されるであろう。

食料欠如 元徳二年(一一三三)は全国的な大飢饉に襲われ、修二会にもその影響は及んだらしい。元徳三年の条は左のように記す。

抑依去年天下一同之大飢饉、厩原庄役修中粥祈忽及闕如之間、以此旨触申当院と務雲、則為院務御沙汰、彼闕如之分被入置早

この年、大飢饉による修二会の食料不足は、尊勝院院務の裁量で補われた。しかしその後、建武三年(一一三三)・康永三年(一一三四)・文和三年(一一三五)・文和五年(一一三五六)・延文四年(一一三五)・貞治五年(一一三六)など、相次いで本供米や年貢の不足に関する記事が出現する。同時に天下動乱して寺務・院務の補任が遅滞し、責任の所在が

不明確となっている情況も語られている。本供米の不足は、参籠の練行衆・諸役人・随伴の諸役など、併せて六〇人を超えたであろう集団による法会の催行を支えるために、さし迫った大問題だったはずであり、再三にわたる難儀とその対策への苦心も決して少からうはずはない。しかし、困難のうち続くこの時期、練行衆はその打開のために自ら行動することをしていない。前掲引用例では「当院（尊勝院）院務」に状況を申し出、院務の沙汰によって解決しているし、同様に惣寺（寺門・寺家とも記す）の沙汰（建武三年・文和三年・文和五年）や政所の沙汰（康永三年）が解決の手段となっている。「当御堂事異他之間」（建武三年条）という意識は引継がれているけれども、練行衆自らが食料を負担し、法会の催行を内密にする工夫をしてまでも続行を果した一二世紀の自主性・独立性はこの時期の記述に窺うことができない。この両者の対応の差は、一時的なアクシデントと慢性化したそれに対する対応の差とばかりは考えられず、法会を支える組織の根本に関わる問題を暗示するもののように思われる。

「東大寺尊勝院院主次第」によれば、一三世紀後半から一四世紀前半にかけて、二月堂は尊勝院による支配と惣寺による支配を交互に受ける「揺れ」を経験したらしい。

- a （前略）文応元年月日補東大寺別当、有拜堂、自此時寄進二月堂、於寺中別当職尚留当院、（僧正宗性の項）
- b 此時二月堂重返付于尊勝院（法印貞助の項）

c 建武三年月日補東大寺別当、二月堂重寄附于満寺、別当職尚留当院（法印権大僧都定暁の項）（以上『大日本仏教全書東大寺叢書 第二』所引）

天曆四年（九五〇）に東大寺別当に補せられた光智によって尊勝院が建立され、「為日本華嚴宗之本所故、法華堂二月堂等之別当職、蒙勅裁管領」（伝燈大法師光智の項）の形態が確立して以後、二月堂は尊勝院の支配下にあった。しかし右に掲げたように、文応元年（一二六〇）に至って惣寺に寄進され（a）、貞助が尊勝院院主の時代に一旦尊勝院支配に戻った（b）ものの、建武三年（一三三六）に再び惣寺に寄進された（c）。「東大寺尊勝院院主次第」に拠ってその経

緯をたどれば、以上のごとくである。

二月堂支配が尊勝院から惣寺にはじめて移った文応元年は本稿における第一区分の時期の最末期に当る。また、尊勝院支配に戻ったのは、第一区分と第二区分の中間の史料欠如の時期に相当する。最後に再び惣寺支配となったのが、第二区分において本供米欠如が頻発する初期の頃に相当し、この間八〇年近い歳月が経っている。初めに二月堂を惣寺に「寄進」したのは宗性だが、宗性の師弁暁は治承の兵火で焼失した尊勝院を再興した人であり、二月堂修二会とも深い関わりがあったという。⁽¹²⁾ その直弟たる宗性が、軽々に二月堂を寄進してしまうとは考えられず、恐らくはよんどころない事となりゆきがあったものと思われる。その明確な理由を指摘することを、今はできないけれども、ひとつの可能性を提示しておきたい。

宗性による寄進の行われた前年、正嘉三年(一二五九)に「練行衆日記」は左のように記す。

僧綱烈行法事上古無其例、爰勝延星霜七十三遍
参籠今年卅一ヶ月為綱維参籠、為御堂為珍事歟

本来、二月堂の修二会には僧綱に任じられた者が列なる例がなかったのに、この年、勝延は僧綱位にありながら参籠した、と特記し、それを「珍事」と表現する。さきにも記したように、修二会は上院地域の堂衆層を中心とする僧団によって担われ、尊勝院支配の下で学侶層の増加をみながらも、独自の結束を崩すことなく継承が行われていた。寺内統轄の職にある僧綱が練行衆として列なる例がなかった、という習わしも、寺内における二月堂の決して高からぬ地位を語り、この法会独特の性格を語るものである。ところが、この年永年の習わしを破って僧綱が参籠するという「珍事」が起った。それは、従来の二月堂に対する認識の変化を示すものではないか、二月堂が、惣寺にとって注目すべき存在となっていたことの、ささやかな表われと考えることはできないだろうか、と思う。この年の前後に、当時の貴顕による修二会聴聞の事実が記されていることは、二月堂に対する世俗の関心の高まりを推測させるものだが、その現象も含めて、二月堂修二会の寺内における比重の変化を感じさせる。尊勝院支配の二月堂から惣寺支配の二月堂へという転換

が、双方になにをもたらしめたかはわからないけれども、宗性による二月堂寄進は、右のような状況を背景にして行われた可能性があり得るように思う。

初度の寄進後、貞助の院主時代に、二月堂が尊勝院支配に戻った経緯は全くわからない。そして建武三年に至って二月堂は再度惣寺に寄進され、その支配を受けることになるわけだが、この項のはじめに記したように、その頃、世情は皇統争いによる不穩の渦中であって秩序も乱れ、修二会は本供米の不足によって催行もままならぬ困難にしばしば陥る。建武三年はその困難を記す諸事例の初期に当っており、上七日の記事には

抑於上七日本供米者、自去年窮冬之比、当今与足利御合戦于今不徳、天下今年饑○之上、西室先院主者寺門去年秋之比停廢之、於当院主者未被補之之間、碓井之雜掌聊雖令難波、為先院主為寺院無改替之色之上、当御堂事異他之間、任先規諸下無違乱、仍為後覽記之

とあり、下七日には

(前略)如此寺務院務未補之時、若為雜掌令難波之時者、承之為例可為惣寺沙汰者也、仍為向後記之と記すなど、天下の不穩、組織や秩序の混乱のさまが窺える。そのような状況に対応して寺務・院務等命令権者不在の時は惣寺が裁断して事を行うことを再確認した。それは惣寺の責任と権限の増大を招くはずだが、それを裏書きするよりに、以後本供米不足時の調達にはすべて寺家が関与している。二月堂寄進はまさにこのときに行われたわけで、第一区分に属する文応元年の宗性寄進の頃は全く事情を異にする選択だったと思われる。

堂衆減少 法会経営上の問題とは別に、この時期、練行衆の組織に見過し難い変化が現れる。「持経者」と記される読経役の不足がそれである。読経役というのは、六時の勤行の中の初夜と後夜に、法華経(拔萃)を唱える役で、正規の唱誦法に従えば最低三名を必要とするはずである。またこの役は本来堂衆が担当する所役で、現在にもその名残りを留めている。ところが、康永四年(一三四五)には「持経者人〇数減少」して順清が一人で担当したが、五日目からは南

面の礼堂に座を設けて、非参籠の僧が読経の役を勤めたという異例の処置が記されている。さらに貞和六年(一三五〇)にもこれと同様の処置が行われ、嘉慶三年(一三八九)には、処世界を勤めるはずの定懐の所役を変更して読経役とする便法を用いたことが記されている。これらの事例が語るのは、練行衆の中の堂衆の減少のみではなく、参籠集団における堂衆層の薄さである。本来、この法会を結衆的性格で支えていた堂衆層が、二月堂の尊勝院支配という事態の下で学侶の参籠を増し、惣寺支配を経験することで本来の結衆的性格が薄れるであろうという想像はつく。しかしそれにして、第二区分の初期に当る一四世紀初めには堂衆の参籠数が学侶の半数ほどとなり、以後さらに減少の度を加えるという事実は右の想像を超えるものであり、参籠集団の本質的な変化を意味するものと言わざるを得ない。その上その変化は、堂衆の問題に留まらず全体に波及して、修二会における参籠総数の減少という結果をも招いている。すなわち、明德二年(一三九一)に「当年練行衆以外無人」のゆえを以て新入(修二会初参籠の練行衆)を募ったという記載は、減少が堂衆のみに限定されぬことを示す事例である。これらの事例が指し示す傾向は、一二世紀末までは思いも及ばなかったであろう参籠集団の組織の変化に集約されるが、それはとりもなおさず修二会催行の基盤の不安定を意味するものである。

式帳講説 二月堂修二会をめぐるこの時期の外的・内的変化は、あらまし以上の通りであるが、これら一連のことがらと無関係ではない、と思われる文和五年(一三五六)の記述に触れておきたい。この年、参籠を前にして、「近年之練行衆、今此式帳之旨無存知之間」四職が評議の上で内陣の朱唐櫃に納めてある式帳を取出し、美濃僧都を説師として二十余人が聴聞したという。この記事は「自今以後、弥々可被守式帳之旨者也」と結んでいるが、参籠の式(規範)を講義して周知させ、その式を守るべきことを確認する必要があることを示すこの記述は、反面、それを必要としなかった時代とのへだたりをも暗示する。それを、先に挙げた諸事例と重ね合わせて考えると、時代の流れがひき起すさまざまな現象にあらがう術なく巻込まれ、伝統保持の困難さに直面した練行衆が、またそれゆえにこそ規範を確認し、ある

べきかたちを見失うまいと努力した、その表れとして式帳講説の事実を把握することができる。そして、それこそが法会の本質をうけつぐための当時に於ける最良の方法であったと思われる。

d 第三区分の時期

籠数減少 一四世紀末の明徳四年から一五世紀最末の明応二年に至る百年余りのこの時期、練行衆の参籠数は第二区分の時期に見た傾向に拍車がかかる。社会が秩序を失った所謂下剋上の真只中である。寺院社会も安穩だったはずはなく、参籠数二〇名から二四名という人員構成が中心となっているのは前期と同様であるが、二五名以上の参籠の割合はいちだんと減少し、逆に一五名から一九名による参籠の度合が急増する(表I対年数比参照)。参籠口数の多寡のみで法会の盛衰を量ることはできないけれども、「練行衆日記」文安五年(一四四八)の条には、

一、当年参籠衆上下同十六人、剩於下七日者十五人而、從治承乱逆之翌年其衆減少、誠行法之零落歟」

と記し、練行衆の減少を「行法之零落歟」と歎いており、第二区分の時期以降の下降気運を否定することはできない。

右の事例以外にも、応永八年(一四〇一)には「以外無人」による「行法之違乱」を恐れて、新入四名を参籠させるという、特例を⁽¹⁴⁾実行したり、永享八年(一四三六)・文明一六年(一四八四)には読経役の不足を便法で解決する事例が記されるなど、概して第二区分の時期の延長とも言うべき情況が看取される。

後入衆

⁽¹⁵⁾この章のはじめにも記したように、この法会では、上七日と下七日で練行衆が一部交代するのが習わしであつた。また上七日と下七日では参籠数が異なり、下七日の参籠数が上七日のそれを上回ることが多かった。しかし一

二世紀最末の頃から、上七日の参籠者が引続いて下七日も参籠する傾向が増大し、また上七日と下七日の参籠数の差も少くなって、一四世紀半ば頃からは人跡の変動なしに上・下七日を通して参籠する形態がほぼ定着し、上七日のみ、あるいは下七日のみの参籠という例は稀になる。以上の推移は表Iによってもあらまし理解できるはずである。

さて、練行衆交代の習わしの中で、下七日のみ参籠する練行衆を「後入衆」と称するが、「練行衆日記」に「後入衆」としての参籠を書き留められた下限は永正七年（一五一〇）である。堂司順助が別火中に発病し、養生のため上七日の参籠を見合わせて下七日に後入衆として参籠したという。またそれ以前の文明一〇年（一四七八）の事例は、堂司延念が触穢のため後入衆として下七日のみ参籠した、というもので、いずれも臨時の便法的措置としての後入衆である。その外には文正二年（一四六七）に長宗が、明応二年（一四九三）に実友が下七日のみ参籠しており、この両者は本来の後入衆としての参籠だった可能性もあるから、一五〇〇年前後を境に後入衆の制は廃れたものと思われる。この事実もまた、本来の制の消滅という意味で二月堂修二会の下降気運を示す変化と言えよう。

不退の行法 以上、練行衆の参籠数と後入衆の推移を通して概観した限りでは、この時期は前の時期以来の下降気運を恢復し得ずに終始した感があるが、その状況を、練行衆はどのように受止め対処していたのだろうか。

応永三三年（一四二六）、東大・興福両寺の間に争いが生じ、興福寺側が東大寺別当坊（尊勝院）を「悉破却」するという事件が起きる。そのため寺中大小の勤行は退転し、老若の住僧も逐電してしまふ有様で、「当堂行法将退転」と危ぶまれた。この時僅かの練行衆が集まり（「前略」）不退之勤行、至今年退転、歎有余者哉、設雖寺門及逐電、彼勤行相統者治承嘉禎等例也、如何様可有勤行旨」評議一決して、発起者一五人で法会は遂行された。勤行は嘉禎の時と同様に、法螺・鐘・五体などは「微音」にしてとり行った、という。その後文安元年（一四四四）には兵庫北関寺の訴えによつて、文安五年（一四四八）にはまたも興福寺とのいさかいによつて催行が危ぶまれ、僧房も破却され寺僧の多くは不住となつて練行衆も例年以上に「闕少」するのだが、いずれも最終的には断絶を免がれ催行を果して「満七百年行法、以不断絶為歎中之喜斗也」と安堵する。

存亡の危機に立たされたとき、二月堂修二会は必ず存続を果す。治承の兵火や嘉禎の強訴のときがその例であり、いま掲げた諸事例も同様である。しかも一五世紀のこの時期、法会内外の諸情勢の沈滞は覆い難いものがあり、その状況

の中で法会の存続が果されたことの意義は大きいと思う。そしてその原動力となったのは、やはり法会実修の立場にある練行衆の「当堂の行法不退」の意識であった。時を超えて浸透しているこの意識が、時代の転換と共に押寄せる大小のマイナス要素に囲まれながらも、法会継統を決断させ、決断を実行させたと言える。法会の意義や目的を云々する意義づけはそこになく、なにはともあれ中絶させぬことが催行の意義であった、とさえ感じられる。参籠集団に受け継がれる「行法不退」の意識の強固さは、集団の組織が変わり、支配が変わり、情勢が変わっても変わることがなかったのである。その意識を培った根源を明らかにすることは、別の新たな課題であるが、今は伝統の継承に関する重要な意識として、ここに指摘しておきたい。

e 第四区分の時期

籠数復活 文亀元年（一五〇二）から慶長五年（一六〇〇）に至る一〇〇年のこの時期、参籠口数は一四世紀以降の減少傾向を押し返すように増加する。ことに、二五口以上参籠の対年数比が過去最高の数値を示し、前期（第三区分の時期）に増大した一五口から一九口という人員構成による対年数比は急減して、明らかに流れの方向を転じた趣がある。ただし、この流れの中にも自ら起伏はある。文亀元年（一五〇二）から大永二年（一五二二）までは、前期に比べて際立った増加と指摘すべき傾向は見られないのだが、大永三年から永禄八年（一五六五）に至る時期、参籠数は長承三年における参籠数制限の記事（10ページ参照）を想起させるように、二五口・二六口の参籠が相次ぎ、参籠集団の充実の再来かと思わせる状況となる。事実、大永八年（一五二八）には、参籠二九口が予定されたため、「吼子^{くわ}」によって二五口を定める、という処置がとられている。¹⁶引続く永禄九年以降になると、参籠数は一定せず、二六口から一五口の間を変動しながら、次第に減少の傾向をたどりはじめ、文禄二年（一五九三）以降は二〇口を超えることなく第四区分の時期を終えることとなる。

堂舎炎上 この時期、参籠数がいったん増加し、その後不安定に増減しながら再び減少に向かう原因を「練行衆日記」は記さない。従ってここでは推測するに止まるのだけれども、参籠数増加に転ずるきっかけとして永正五年（一五〇八）の講堂・僧房の焼失と永正七年の二月堂炎上という事件があり、再び減少に転ずるきっかけとして、永禄一年（一五六八）の大仏殿炎上と永禄一二年の二月堂出火という事件があるのではないか、と思う。

永正五年三月一日、大仏殿・講堂炎上の風聞が広がり、ために名残りを惜む貴賤道俗の参詣人が市を成すありさまとなった。しかも風聞通り東室の門から出火して、講堂・僧房は灰燼に帰し、練行衆の過半も住居を失う結果となる。しかし翌永正六年は一七名（実は一六名）が参籠して「一事而無改反之儀」勤修されたという。ところが永正七年二月一四日、修二会結願の日に二月堂は内陣から出火、炎上する。食堂での昼食の作法が終ろうとする頃であった。駆けつけた練行衆をはじめ大勢の人々の協力で、二体の本尊の中、小観音の御厨子は堂外に奉遷し、大観音は幸いなことに焼失を免れ、仏壇上の屋根の南端を焼失しながらも法会は「為一事無違于例、行法令相続早」という結果となった。以上は、「練行衆日記」永正六・七年の条に記す経緯のあらましである。

永正の火難から六〇年を経た永禄一〇年（一五六七）一〇月、南都は松永弾正と三好三人衆の交戦の場となり、松永方の夜討によって大仏殿およびその周辺は焼亡し、二月堂はその災難を通れはしたものの、翌永禄一年の修二会は「勤行新一粒毛無之」の打撃を蒙った。しかし練行衆は評定の上、不退の行法の相続を決定し、「奉加寄進之輩連々絶、用途如例年調」って一六人が参籠し、無事結願を迎えることができた。しかし諸衆の努力で漸う災難を乗切ったその翌年の永禄一二年二月一四日に、またも二月堂は内陣から出火する。練行衆が下堂して入浴を済ませた時分の出来事だったという。幸いなことに、この時は適切な処置で被害を最小限に食い止め、参籠宿所下って入浴、呪師の祓いを受けた後は通常に戻る程度でことは済んだ。火事の原因は、納所の重服者の坊舎から菜汁の具を運んだためであり、その穢れを禁ずべく「依大聖之御方便、如此令示現者歟」と評議一決したという。「練行衆日記」は、永禄一・一二年の

条に、以上のことがらを記している。

さて、永正五年の大仏殿炎上の風聞とそれを裏書きするような災難にしても、永禄一〇年の戦乱による災難にしても、戦国の世の安定を欠いた社会情況が直に反映していると思われるのだが、そのような情勢下で追い打ちをかけるように出来した二月堂の出火という事件を、練行衆はどのような意識で受止め、如何に対処したのであろう。

危機意識 永正七年の二月堂炎上の後、「練行衆日記」がその修復に関して触れるのは永正一六年（一五一九）に至つてのことである。炎上からすでに九年を経ている。焼損した錦の御帳を、「先年火事出来之時、可奉懸之由雖及沙汰、不相調」、勸進の年月を重ねてこの年に新調成つたという。錦の御帳とは、本尊大観音の御厨子の覆いであり、その修復は可及的早急に実現すべきことではなはずである。しかし実現には九年の歳月を要した。この事実の背景に、寺の、社会の、国の疲弊が想像されるのだが、講堂と僧房の大半を焼失して日々の生活と学習の拠り所を奪われた現実を考えれば、九年の歳月を要したことも練行衆集団の精一杯の努力の成果と見ることができるとはあるまいか。そして、御帳の新調成つたこの年から四年を経た大永三年（一五二三）以降、先に述べた参籠衆の増加という現象が発生する。

論旨が脇道に外れるようだが、ここで、しばらく東大寺地藏院ご所蔵の「諸作法記」（筆者仮題）に目を向けてみたい。この史料は、会中の諸作法についての心得を、先人の書き残した心得書からの引用を加えて一冊に編んだものだが、編者・成立年ともに不明である。しかし、江戸中期以前に成立した心得書を博搜したものと見え、法会全般に関して心得べきこと注意すべきことが二五一項にわたって記載されている。その記述の中には、修二会創始後六四年目に書き始められたという「本式帳」と、同じく二四四年目に書き始められたという「新式帳」の記述をもとにしたと思われる「式帳聞書」をはじめ、表Ⅱに掲げる十数人の先人の記が引用されており、貴重な史料である。

表Ⅱによって明らかのように、「諸作法記」が引用する「重弁記」・「延海記」の筆者重弁・延海の参籠期間は一五世紀前半で、他を引離して古い。注目したいのは、その後の引用が、勝負・実清・英證・浄実など、一六世紀前半の参籠

表 II 「諸作法記」引用

年号	西暦	事項・史料名等	所出人名・参籠期間
		「式帳聞書」	
		「二帖双紙」	
治承 4年	1180	南都焼亡	
嘉禎 2年	1236	七寺強訴	
文応 1年	1260	宗性 二月堂を寺家に寄進	
元徳 2年	1330	大飢饉	
建武 3年	1336	定暁 重ねて二月堂を寺家に寄進	延海
		「重弁記」	重弁 1398
		「延海記」	1406 1435 1439
		「勝質記」	勝質 1499
		「実清記」	実清 1508
永正 6年	1509	講堂・僧房焼失	1508 1508
7年	1510	二月堂炎上	...
16年	1519	錦御帳新調	浄実 1542
		「柴證記」	柴證 1535
		「浄実記」	1553
永祿10年	1567	大仏殿炎上	
12年	1569	二月堂出火	
		「英助日記」	実英 1572 1575 1572
		「実英記」	1589 清訓 1582 惠範 1612
		「清訓記」	実秀 1624 1622 1615
		「実秀記」	隆慶 1638
		「惠範記」	1656 1658 1638
		「隆慶口説」	晋性 1677 1673 1662
寛文 7年	1667	二月堂炎上・焼失	晋因 1681
		「晋性日記」	光賢 1705 1692 1709
		「柴貞演説」	1714
		「晋因堂司記」	1727
		「光賢記」	
		「諸作法記」	1743

経験者およびそれ以降に集中する点である。第二区分の時期で触れたように、二月堂修二会に関しては「式帳」が内陣の唐櫃に納められており、これが行法の規範書となっていたらしい。文和五年（一三五六）に、式帳を講読して練行衆への周知徹底をはかったのは、「此式帳之旨無存知」の練行衆が増えたための処置であり（17ページ参照）、とりたてて講読などする必要もなく体得し伝承し得た従来の伝承形態を保持し難くなったための対応策であった。「重弁記」・「延海記」の成立も、このようなことがらと無関係でなかったのではないか、と思う。そして今、一六世紀初めの大きな災難を見、その時期以降に急増したと思われる諸心得書の存在を見た。ここで本筋に立戻れば、右の諸心得が急増したと考えられる時期は、まさしく参籠衆の増加の時期に相当するのである。

一二世紀前半の盛時以降、特に一四世紀以後は次第に減少傾向をたどってきた参籠数が増加に転じたのは、前述のように錦の御帳を漸う新調し終えた直後であり、練行衆自身の筆になる行法の心得が急増した時期に当る。申し合わせたように符合するこの事実は、恐らく、当時の練行衆の危機感を語るもの、と思う。練行衆は講堂・僧房の焼失によって生活の抛り所も学習の抛り所も失い、二月堂の炎上によって修行の抛り所まで失うところであった。堂の修復さえ極めて困難な現実が厳然と存在している。しかし二月堂の行法は不退であらねばならぬ。降って湧いたような災難の中での練行衆の危機感や緊張感が、行法への参加に駆り立て、後に伝え残すための筆記に駆り立てた、と考えれば、これまで述べてきた経緯は理解できる。その危機感に基づく結束が、次に襲来する大きな災難までの半世紀近くを、最大限の参籠数で勤修する結果を生んだのではないか、と思う。弘治三・四年（一五五七・一五五八）の両年にわたって、炎早のために一粒の勤行料も納入されぬ、という事態を生じたにもかかわらず、地方に出掛けて勧進し寄進を得て、二六口の参籠を果しているのも、その結束がもたらした行動力によるものであろう。

しかし、永正期の大きな災難を乗り越えて、一旦は行法を盛行に導いた努力も、永禄一〇年の戦火による被害を、結束だけで乗切ることにはさすがに困難だったらしい。「寺中寺外之祈所者、悉以荒分」したために、前記のごとく「勤行

料一粒毛無之」の有様となった。いかに結束は堅くとも、いかに参籠の意志はあっても、法会運営の困難は明白である。永禄一〇年以降の参籠数の動きは20・15・15・23・22・26・24・21・24・22・24・26・23・19・24……と推移しており、上昇の傾向を見せては下降に赴く動きが、苦闘の姿を暗示するように思われる。天正三年（一五七五）の左の記事なども、法会運営の困難の一端を示すものである。

一、就新入積銭之儀、近年減少之間、以其例只少分可相出云々、為御堂不興隆之間、拾石之内者無勿躰旨、出大宿所評定一決早、（以下略）

以上が第四区分の時期における推移である。推論の域を出ないけれども、時代の渦に巻き込まれながら行法のあるべき姿を継承するために行動した練行衆の在り様を窺うことができる。また、そこには口伝から筆録へという伝承方法の転換が、急速に根付いてゆく姿を見ることが出来る。不退の行法を中絶させまい、と、さまざまに試みる努力と共に、東大寺修二会も中世の幕を閉じることになるわけだが、その終幕では再び参籠数の減少傾向をたどらねばならなかったのである。

f 第五区分の時期

減少加速 慶長五年の関ヶ原の役で天下の趨勢は定まり徳川三〇〇年の治世を迎える。ここでは、その初期の慶長六年（一六〇一）から元禄一六年（一七〇三）まで、約一〇〇年を展望する。この時期、参籠口数の減少は急激である。

二五口以上の参籠を見ることは一回もなく、一五口から一九口の参籠の対年数比が七三・パーセントという高率を示し、一四口以下の対年数比二〇・パーセントと合わせて、二〇口に満たぬ参籠の年が九〇・パーセントを超えるありさまである。前期に見た練行衆の結束という支柱が外れ、雪崩を打って下降線をたどったか、と思わせる変化である。しかしこの傾向は、先に述べたように第四区分の時期の末期にすでに萌しており、その傾向が徐々に、しかし着実に深まったと

というのが実情である。そしてその傾向は、この時期のみならず江戸末期に至るまで恢復することのない傾向となった。二月堂焼失 この時期、二月堂にとつての最大の打撃として、寛文七年（一六六七）の出火焼亡を挙げなければならない。永祿の火災からほぼ一〇〇年を経過している。

この年、破損した二月堂の修理を幕府に訴えて許可されたため、明春、行法結願以後に修造すべく衆議決定が行われていた。ところが、二月一三日の勤行も終つて下堂した後、辰の刻頃に内陣から出火した。先ず駆けつけた堂司が、火煙に満ちた内陣から小観音だけは漸う袈裟に包んで抱え出したものの、火勢は激しく、「各空退去」せざるを得ないありさまであった。これまでは火災のたびに「不思議風来而払之奇異」が起つたのに、このたびは「瓦葺梁棟紛倒落、銅鉄金銀蕩々涌沸」という潰滅的な惨状となり、巳刻に至つて漸う鎮火したという。前代未聞の大事に見舞われながら、結願の作法は小観音を法華堂に奉遷してとり行い、とにもかくにも行を満ずることはできた。

本堂焼失によつて行法退転に迫られるかに見えた二月堂だが、幸いにも造営の命令が郡代官に下り、大導師英性が江戸に赴いて不退の行法について弁じた末、寛文八・九年は仮堂で勤修すべしとの幕府の意向によつて、修二会は中断することなくとり行われた。以上のことから「練行衆日記」寛文七・八年の条に詳しい。

寛文七年の炎上の際に、興福寺衆徒宗政から牛王が寄進され、翌八年には小観音御厨子の新調、九年には「法皇」の計らいによつて四座講式の寄進があり、同年一二月には新堂の造営が完了する。以下、年を追つて涅槃像の寄進、涅槃料紙の寄進⁽²¹⁾、焼け残つた八十華嚴經の修復⁽²²⁾、など僧俗の助力が相次いで次第に旧に復してゆく。その後はとびとびに観音の御帳奉懸⁽²³⁾、神名帳寄進⁽²⁴⁾、本尊御厨子の莊嚴具寄進⁽²⁵⁾、御正体寄進⁽²⁶⁾などが行われ、当期を通じて寛文七年の火難の復興という営為は続く。多方面から寄せられる援助があつたということは、当時の二月堂信仰の存在を証すものではある。しかしながら痛手は深く復興の道程は遠かつた、と言わざるをえない。

以上が二月堂焼失に関わるなりゆきであるが、その経緯の中に見出し難い点がある。

老朽した二月堂の修理が決定されるについて、「練行衆日記」寛文六年条は左のように記している。

一、当堂依破損、從公かたて重源家綱公可被加修覆□而、則為内見南都奉行土屋忠次良既被及見聞、以外大破不及是非、此旨早速達上聞可有修理旨治定早、満寺喜悅不斜事

翌寛文七年条に「当堂依為破損、修理之事、遣四聖坊英性法印於江府、訴于將軍左大臣源家綱公之処」とあり、二つの記事の時期的前後関係にささか紛らわしい点があるが、この次第は、まず東大寺から大導師職に在った英性を江戸に派遣して、二月堂修理の必要を將軍に訴えた。これに対して幕府は南都奉行に現状の検分を求め、南都奉行は以ての外の大破で議論の余地なし、と報告し、この報告を將軍に上奏した後、修理すべき旨が決定した。これによって東大寺は大いに喜んだ。ということでもあつたらうか。

さらに焼失後の寛文八年には、左の記述がある。

一、焼失已後、傷行法之退転、満寺含悲、未訴武家之処、先而如前々可有造營之由、自將軍源家綱公被申付当郡代官土屋忠次郎畢、不思議之事、偏為大聖之威神歎、諸人同所嘆也、其後英性法印下江府、訴造營於將軍家、（以下略）

焼失以後、行法の退転を寺挙げて悲しみつつも、再興を幕府に訴えることをせずにはいたところ、先年の計画通り造營すべき旨、將軍家から代官に申付けられた。思いがけぬ計らいを、本尊の威神力のゆえかと、人々は感嘆したというが、東大寺からはその後になって大導師英性が出府嘆願している。この時、英性は老中・寺社奉行・南都代官八名の前で「千歳不退之規儀、国家安全之洪基」たる行法について弁じ、幕閣の重臣も「造營可有之旨評議決定」したという。

二月堂の大修理にしても焼失にしても、練行衆にとって最大の関心事であり大事件だったはずである。しかしこの時、練行衆は自ら起ち自ら行動することをしていない。修理工事については、「以外大破」を身体で受止めているはずの練行集団からは大導師が出府して陳情した以外、すべて幕府の裁量のみで事が運んでいるし、焼失の後は、退転する

であろう行法を傷み嘆くのみで積極的な対策に踏み出すこともなく、幕府からの造営の通達を「大聖之威神歟」と受止めるだけである。その姿勢からは、もはや治承・嘉禎の例に見た「行法不退」に賭けるすさまじいばかりの熱意も、永正の例に見た傾斜を支えようとする結束力も汲み取ることはできず、徳川幕府の体制下に完全に組み込まれ、かつての自主性を全く失った練行集団の姿を見出すのみである。

越度宥免 伝存する「練行衆日記」の最初期、大治六年（一一三一）の条に、新入参籠衆の覚印が謗言の罪過によって数百返の懺悔礼拝を課されたことが記されており、「有重過時、被□戒者□御堂例也」とある。参籠衆の交名以外の記述としては初出の記事が、犯過に対する罰則としての礼拝行であることは象徴的だと思うのだが、「御堂例也」の言葉通り二月堂修二会の規則は厳しく、規範を犯した者には学侶であれ四職であれ、罰として懺悔の礼拝を課するのがしきたりであった。過失の軽重を勘案し、評定によって千返から五千返の数を定め礼拝の場所を定めてとり行う⁽²⁷⁾。また稀には重科を重ねて僧団から放逐される場合もあった⁽²⁸⁾。堂や内陣への出入りや手順を間違えること、作法を乱すこと、体調を崩すこと、常燈を誤って消すこと、法具を隠したり紛失したりすること等々が評定の対象となり、一六世紀初めまではかなり頻繁に記録されている。その後次第に罰則適用の事例は減少するのだが、この時期に至ると罪過を免じ不問に付す事例が急増する。

寛永一五年（一六三八）二月五日、和上真快が「走り」の手順を間違えた。前代見聞の過失、と評議一決したところ、老体ゆえの失念として「達^{たて}而被懇望」のため、許された。また四日には、禅衆の英澄が和上の前を横切るといふ無礼があったが、和上本人がその越度を「令宥免」ため許された。ただし「努^{ゆめゆめ}と不可後例者也」と註記してあり、この処置があくまで特例であったことを知ることができる。さらに五日の「実忠忌」において、古来の堂司の作法について堂方から異議の申立があった。しかしその異議は「前代未聞之依為曲事」と評議一決して重科に処すべき旨を堂方に申渡したところ、和上から、若輩の無分別を「可願御宥免之旨、重々依為懇望」、これも了承している。ただし「重^{おも}而如此

義出在之者、堅可及敵重罪科者也」と述べ、今回限りの処置であることを明記してある。この年は問題統出の年だったとみえて、一四日の「走り」の際にまたまた和上が手順を間違えた。この時は呪師が内証であれこれ和上のために許しを請うたため、これも許されている。

「重科」に処すべき行為が右のように統出することもさりながら、それらが片端から宥免されることは、この時期以前には例のないことである。ただし、右の四件にはいずれも和上真快が関わっている。和上の人柄や実力が働いて右の特例に結びついたこともあり得ぬことではない。しかし和上自身の越度には経験不足による迂闊さが感じられるし、真快は法華堂衆であるから寺内で重い地位にあったとも思えない。また、この年を限りに真快は参籠しなくなっているから、失態の責任をとったと考えられないこともない。これらを考え合わせると、寛永一五年の諸越度宥免の事実には、個人的事情や配慮を超えた、当時の練行集団のある側面が表出されているのではないか、と思う。この後、寛文三年（一六六三）には「走り」で走りの回数を間違えた亮覚に対して「諸衆加憐愍」えて宥免し、延宝四年（一六七六）には食堂への入堂作法を間違えた良尊・盛祐を「不便仁存寄」の大導師のとりなしで「今度者免除可有之評定」が行われ、天和三年（一六八三）には「晨朝」の作法で思い違いをした相性を「諸練彼僧耻若輩、令免除」など、心情的な対応を示す事例が散見するのをもみても、寛永一五年の事例は集団全体の傾向を示唆する、と考えてよからうと思う。これらの事例を経て元禄三年（一六九〇）の条には修中の作法の「近年洎無沙汰故、未決科之経重」、そのゆえに「已来於娑婆逐吟味、可決定由」を学侶方から堂方方へ申し遣わしたり、散華行道の時に華籠を持たず入堂の時に灑水しなかった過失について「輕科故近來無沙汰也」の記述を見る。このようにたどってくると、練行集団における自律的規制の緩みが、江戸時代の初期から中期にかけて次第に明確化し固定化してゆく階梯は明らかと考えざるを得ない。ことに、修中の作法の違乱を練行衆自身が解決せず、娑婆（非参籠の寺僧）に吟味をゆだねて決定すべきことを記す元禄三年の記述には、かつての参籠集団にみた結衆の性格と行動の片鱗すら見出すことができない。それは寛文七年の二月堂

焼失という事件との関わりで考察した結果と軌を一にしており、紛れもなくこの時期の参籠集団の在り方やその性格にはこれまでの流れからの転換が見られるのである。

新法議定 寛永九年（一六三二）以降、参籠数は二〇口を超えることがなくなった。修二会は厳しい運営を余儀なくされたと思う。先に記した越度宥免の措置なども、練行衆減少の現実と無関係ではなかったかもしれない。ともあれそのような情勢の続く延宝八年（一六八〇）に、「練行衆日記」は左の記事を掲げている。

一、性憲者大宿所ニ可参由、堂司与約話ヲ雖在之、今年者学侶方当参籠以之外無人故、五日七日十二日之役義新法就在之、雖為性憲法師者処世界、大導師宿所ニ遣了、（以下略）

参籠宿所の部屋割りで、処世界の性憲を、堂司を筆頭とする大宿所に所属させるべく約束があった。ところが、学侶の参籠がことのほか少く、五日・七日・一二日の行事の所役を「新法」によってとり行うことになった関係で、性憲を大導師宿所に所属させることにした、という内容である。

右の「新法」の具体的なことがらは、この文面からはわからない。五日の「実忠忌」・七日の「小観音」・一二日の「水取り」の行事をとり行うに際して、学侶の中、処世界以外の何れかが担当すべき所役を、処世界の所役とした。それに伴う処置として、参籠宿所の部屋割りにも一部変更が行われたということであろう。この年、参籠数は一四口、内訳は学侶八口・堂方六口であった。

延宝八年から九年後の貞享五年（一六八八）は学侶に忌服・病気を申立てる者が多く、練行衆は学侶七人・堂方五人の計一二人という事態となった。これによってこの年も「新法及六ヶ条」こととなり、新法を敷くについては正月一七日に「満寺諸練会合」して評議したという。その結果は「雖然人数依不足、新法之義、或者役替、或重役仁相究、各退散」ということになり、後に残った当年の練行衆は、新法を定めるに至った現状に「悲歎徹骨髓」の思いで、なんとかしてあと一人の参籠を老僧衆に説得することにして散会した。しかし説得は成功しなかったらしく、遂に左のように行

法の継続か中断かを神意に問うて決断する、という退引ならぬ事態にたち至った。

一、十九日晚、於堂司当練会合、右之趣談合及深更、此上者於観音御宝前、雖為練十二口、後代行^法相統スル也否、或不相統否神点、於上者照覽、其上人数雖為不足、相統之相有之上者不及余儀任神意、若不相統之相有之者老僧衆江詔^{つげ}、設雖為病身、今一人參籠被致様仁申、此上是非於無參籠者、公儀江詔^{つげ}後代行法不相統之義歎可申由、相談相窮、即於二月堂、神点於上畢

この時点で、參籠一二口というのは、所役を変更したり他の役と兼務したり、という「新法」で補ってもなおかつ僅行不可能と判断せざるを得ない口数だったらしい。參籠一口の増減を巡って、九〇〇年来の「不退の行法」は継続の可否を「神点」に賭けることとなる。

呪師が宝前で「神点」を上げた結果は「十二口新法不相統之点上留^ま」であった。神意を畏み怖れてさらに相談の末、上生院晋英が七八歳の老軀を以て大導師として參籠することとなった。

以上のような紆余曲折を経て二月堂修二会は中絶を免がれ、大導師晋英は老齡ながら「一塵之無落度」大任を果し、「当堂行法、雖為末代、相統繁栄之靈驗^と、不残祝悦無極者也」と、諸衆安堵して落着いたのであった。

寺家と籠衆 空前の危機を回避した後も、參籠数は一三口から一五口の間を往復して数年を経るが、元禄期の後半には一八口から二〇口の參籠が続き、小康状態を迎えて第五区分の時期を終ることになる。二月堂焼失、越度有免、新法議定の項目を立てて瞥見したこの時期の二月堂の在り様は、暗く、痛ましく、またもどかしい。元禄期後半の參籠口数の増加は、その氣運に多少の光明を与える傾向であるようにも思える。しかし、視点を拡大してこれらの状況を当時の東大寺の在り様の中に置いてみると、後述するように二月堂運営の苦悩は惣寺運営の苦悩と少からず連動しており、それは中世から近世への転換の中でみずからの立場を確保するための苦闘のひとつであった、と見ることができるよう思う。

永禄一〇年の大仏殿焼亡の時、大仏殿はもちろんのこと、本尊盧舎那大仏も焼損のため御頭が落ちてしまった。東大寺では翌永禄十一年（一五六八）から繪旨を奏請して勸進をはじめ、山田道安が願主となって大仏御頭の仮修復も行われた。その後、織田信長も全国勸進を許可し、豊臣秀吉の命によって豊臣秀長が大仏修理を保護する、などのこともあったが、慶長一五年の大風雨で仮屋が倒壊し、大仏は露座の姿を敷かれながら年を経るありさまで、修復は滞るばかりであった。二月堂の焼失した寛文七年の頃も、大仏は露座のままであった。⁽²⁹⁾この事實は、永禄の戦禍が東大寺に与えた打撃の大きさを物語るものである。

大仏および大仏殿の修復工事に本格的な始動がかかるのは、永禄の焼亡から一二〇年余を経た貞享元年（一六八四）のことである。この年五月、公慶は大仏の修理を幕府に願い出、六月に許可されると翌二年から勸進を開始し、同三年に大仏の鑄掛始め、元禄元年（一六八八）に大仏殿の^{ちような}新始めを行う、という精力的な行動力を発揮する。新始めが行われたのは、二月堂では、修二会の存続か中絶かを命運賭けて神意に問うた年である。元禄五年（一六九二）、遂に大仏の開眼供養が実現し、元禄一〇年には大仏殿の立柱式が行われるが、あまりの難事業のため、幕府は元禄十一年以降五箇年にわたって資金を援助し、諸侯もまた三箇年の援助を命ぜられることとなった。東奔西走してこの大事業を進める一方で、公慶は元禄十一年に二月堂大観音の御帳と小観音の玉幡・宝幢を寄進している。かつて、公慶のこの行為を、当時存在していた小観音信仰を宣揚することによって大仏殿造営の進展を意図した行為である可能性を指摘したが、修二会の参籠数が公慶による二月堂本尊への御帳や幡・幢の寄進前後（元禄八年から元禄一五年）に増加し、公慶の歿した宝永二年（一七〇五）以後はまたも減少の傾向をたどる事実を思い合わせると、大仏殿再興に際して、二月堂修二会をも視野に取り入れていた公慶の意図を、改めて思うのである。ともあれ、このような経過を経て、宝永六年（一七〇九）大仏殿の落慶供養は果された。

さて、大仏殿再興の過程をたどり、改めて寛文の二月堂焼失とその前後の事情を思い起すと、惣寺の疲弊・不如意と

共に二月堂の疲弊・不如意もあったことがわかる。当然とも考えられるその事実と同時に、一面では大仏殿の再建と二月堂の再建が別個に進められ、二月堂再建に関しては修二会の大導師が幕府との交渉に当り、独自の対応が行われたことがわかる。一四世紀前半以降、惣寺の支配下にありながら、二月堂は「不退の行法」を自覚の柱に、実修者が主導権を維持して法会の催行を果してきた。その伝統が一七世紀のこの時期にも存在していたことを、この事実は示している。強固な伝統である。しかし反面で、この時期を通観して思うのは、動乱の世にあって次々と襲いかかる不測の危機よりも、泰平の世のなりゆきの中で生ずる危機こそが、より危機的な結果を導くものになるのではないか、ということである。

g 第六・第七区分の時期

過少固定 一八世紀初頭の宝永元年（一七〇四）から享和三年（一八〇三）まで、第六区分の一〇〇年間は、時に一五口、一七口の参籠を見ながらも、一三口、一四口をベースとして年を重ねた末、安永三年（一七七四）に至って遂に一二口の参籠という事態が出現した。一二口というのは貞享五年に「神点」によって否定された人数である。しかも、この年以降趨勢は止め難く、一二口の参籠が大勢を占めることとなり、一八世紀末を迎える。そして天明二年（一七八二）・五年・九年に一二口の参籠という現実を迎えて以後は、第七区分の一九世紀を通して、一五口を超える参籠はあろうか、一三口を確保する年も稀になり、一一口または一二口で勤修するのが常態となり、現在と同様の人員構成が次第に定着しつつ江戸時代の終幕を迎えることとなる。ここでは、籠数減少に遂に歯止めをかけ得ぬまま終始した二つの時期を、とりまとめて概観することとする。

この時期の「練行衆日記」に「無人」を記す年が多い。⁽³¹⁾ 代役のやりくりに関する記事も散見する。⁽³²⁾ しかし、本稿においてそれらに取上げたこと、がらであり、伝統的な行事の保存という本論のテーマに新たな問題を投げかけるもの

ではない。だから、ここではあえてそれらのことから考察することは避けようと思う。それよりも、厳しい事態に耐えつつ新しい方向や手段を摸索した姿を、一、二の事例を通して確認しておきたい。

考案工夫 本論のはじめにも記したように、この法会は「六時の勤行」と称される悔過法要を根幹として成立っている。「六時の勤行」の呼称が語るように、悔過法要が連日六回ずつ繰返して勤修されるのが本来の形態である。悔過法要を根幹とする法会（悔過会と称する）は、現在二月堂以外にも五〇例近く伝存しているが、それらの勤修形式を比較すると、二月堂に見る多彩な勤修形式に比肩し得る例は一例もない。連日六回ずつ繰返す法要の、次第を取捨し、唱句の広略・節付の差異・所作の異同等を勘案して、六時のそれぞれに特色を与え、また二七日という長期間の大法会の、日によって正略の形式を配することで、群を抜いて多彩な勤修形式が用いられているからである。

しかし、現存するその勤修形式がすべて二月堂修二会の草創期から存在したわけではなく、継承し続けた長い歴史の中で次第に展開形成されたものと考えられる。その勤修形式個々の成立に関してはかつて考察を行ったので、ここでは触れない。ここで記しておきたいのは、江戸中期に至ってなお勤修形式に工夫が加えられていた事実である。たとえば、「引上」と呼ばれる初夜と日没の勤行の略形式は、江戸初期に実態として確認され江戸中期には「引上」という呼称が定着し、「引上」で勤修すべき日も現行と同様に固定したと考えられる。固定に至るまでには準備作法の「揺れ」や呼称の「揺れ」、あるいは「引上」を勤修すべき特定の日を「揺れ」などを経ており、ひとつの形式の案出から固定に至る過程を窺い知ることができる。またそれらを通して、継承すべき本質の部分と改変可能な枝葉部分の選択、という視点を看取することもできる。催行困難な情勢にあって、あるいはその情勢ゆえにこそ案出されたそのことさらに、無形の伝統芸能の伝承方法について、学ぶべき一端が示されているのではあるまいか。

いま一例、「小観音」の行事を挙げておきたい。二月堂の二体の本尊の中、小観音は修二会后半の本尊と考えられている。そのため、法会の前半を終了するとき小観音を二月堂に勧請し、さらに内陣に奉迎する作法を行う。これが

「小観音」の行事である。この行事は、はじめにも触れたように「練行衆日記」の巻第一の記述に見出されるから、一世紀半ば以前からとり行われていたことがわかるが、中世以降、内外に小観音信仰が浸透すると共に、小観音に関わる行事も種々の展開を見ることとなった。その展開の様相については過去に考察を行ったが、ここでは小観音を内陣に奉迎する「小観音後入」の作法に見る江戸後期の変化に触れておきたい。

小観音は、修二会の創始者実忠和尚が補陀落山から勧請した本尊だという。「小観音後入」は、勧請に、応じて来臨された小観音を大導師が出迎えて祈りを捧げ、その後御厨子ごと内陣に迎え入れる作法である。大導師は、まず二月堂外陣の北面におもむいて勧請の祈りを捧げる。その後御厨子は御輿役にかつがれて外陣の北面から東面・南面を巡った後南正面から内陣に迎え入れられる。この時御厨子に供奉するのは、旧例では堂童子であり、大導師はすぐ内陣に戻るしきたりであった。二月堂の堂童子は、僧侶ではないが小観音に随伴して二月堂に来たと伝えられる家柄の当主である。御厨子に供奉するにふさわしい役と言える。ところが、文化一〇年（一八一三）にその年の大導師永宣が、常の通り北面で祈りを捧げた後、そのまま御厨子に供奉して外陣を巡るといふ新演出を行った。堂童子の所役を大導師という法会の統率者が勤めたわけで、旧来の作法からの際立った改変であった。堂童子は驚き、不満でもあったようだが、大導師であり寺内の実力者でもある永宣の考案になるこの作法は定着し、現在に至るまで引継がれることとなった。永宣の意図は、小観音信仰に基づくこの作法に、より荘厳性を加えて修二会前半のクライマックスを内外に印象づけることにある、と推測される。それは、前期で触れた公慶による小観音の荘厳具寄進なども共通する、対社会的な意図に基づく考案であり、必ずしも法会の本旨の宣揚とは言えないけれども、非常に効果的な工夫であったと考えられる。

悔過法要の勤修形式と小観音奉迎の作法に、江戸期に至ってなお流動する法会のすがたの一端を見た。いずれも、二月堂修二会を構成する重要な要素である。二つの例に明らかのように、改変の手を加える事情は個々に異なる。また二つの事例は、共にある種の効果を發揮する役割を果たした。そしてその形態が新たな伝統を形成する基ともなったことに

なる。無形の文化財の伝承において、不変ということはありませんし、形式の保持のみの伝承は形骸化をもたらす因となるだろう。この時期の二月堂修二会は、一貫して下降気運の中にあつたと言つてよい。その中で考案工夫の動きがあつたということは、少くとも形式の保持のみをよしとせず、修二会の置かれた立場に生きようとする意欲を示すものであり、伝統の正しい継承に努めるひとつの在り様であつた、と思う。

三、伝統芸能継承への指針

前章で、東大寺修二会における伝統継承のかたちと意識を、練行衆の参籠口数の消長を縦軸とし、七分割した時代ごとの様相を横軸としてたどつてみた。平安時代末期から江戸時代末期までのその動向には、実に多くの実に厳しい情勢を耐えてきた姿がある。七四〇年にもおよぶ時の流れを思えばあるいは当然のことであるかもしれない。しかし、その長い時の流れの中であらゆる災難を経験しながらも、この行事が常に「生きて」「存在していた、ということとは、やはり驚嘆すべきことだと思ふ。伝統行事は、実修者の精神的燃焼があるとき、生気に満ちた息吹きを発し、行事催行の意義を広く強く訴えかけるのだが、二月堂の修二会は、その長い生命を生きる過程で、それを失わなかつた。そこには、恐らく精神的燃焼の持続を促す「なにか」があつたはずである。

二月堂が危機的状況に陥つたとき、「練行衆日記」がしばしば書留めるのは治承四年の重衡焼打の難のことである。「治承回祿の翌年でさえ行法をとり行つたのである。その難に比べれば……」という認識で行法の中断を回避した記述は、嘉禎二年の七寺強訴（12ページ）や、応永三三年の東大・興福両寺の争いの際に見出されるし、永祿一〇年の大仏殿炎上に際して二月堂が危く難をまぬがれた時も、治承の回祿を引合いに出している。練行集団にとって、「不退の行法」が存亡の危機に立たされた時の回帰点は治承の回祿だったと考えてよい。治承五年の記述にはすでに「自天平勝宝四年至干□□之間、未断絶之行法也、」とあり、八世紀半ば以来不退であつた伝統を抛り所としていたことは明らかだ

が、八世紀半ばに遡る拠り所もさりながら、治承の衝撃的な回帰点をもつことで、後代の練行衆は、事あるごとに障害を乗切ることができたということではないか、と思う。あらゆる伝統的な行事において、指標とすべき存在があるかないかは、伝統保持の姿勢を左右する大きな要因となるはずだが、修二会の存亡を分けたこの事件は、まさに指標的存在となったと言えるだろう。

再び治承の回祿に立戻る。この危機に直面した時、法会の存続を決断し実行したのは、先にも述べたように練行衆であった(10ページ〜12ページ)。寺の管理運営にたずさわる者の催行不可能という判断をよそに、「同心之輩」の熱意と結束が、ともかくにも行法の中断を救う結果となった。またそれ以後の数々の危機を救うのも、やはり行法の実修者たる練行衆である。前掲の嘉禎二年(12ページ)のときも、応永三年(19ページ)や文安元年・文安五年の他寺との争乱のとき(19ページ)も、永正・永祿の火難のとき(21ページ)も、すべて練行衆の積極的な行動が法会を存続させている。経済的な基盤を失って勤行料も不足し、本堂が焼失して催行の場を失うなど、行事催行の基本的な条件すら欠く情況で、法会の中絶を阻止し得た事実を、この法会の長い歴史の上に数多く見出すとき、実修者の結束と行動が、どれほど大きな力となるかを改めて感ぜずにはいられない。伝統芸能の保存のための方策を求めるとき、当事者の意識のありようは、なによりも重視すべきことであろう。

第一章に記したように、東大寺の修二会は、一二世紀半ば以前に、現在に近い形態が確立しており、その形態が現在まで継承されている。しかも、その当時に認識されていたこの法会の本質的意義は埋没することなく伝承され続けてきた。この事実も、東大寺二月堂修二会が、伝承すべきことの選択を誤らず忠実な継承を果してきたことを示している。

一方、江戸期の事例に見たように、籠衆不足による催行困難の危機を迎えて、所役を変更し兼務を余儀なくされた事実もあり、また折々の状況や意図に基づいて改変の手を加えた事実も明らかである。法会草創の時期から現在に至る歲月を思えば、展開変化の様相はかなりのものがあったと推測される。伝統の正しい継承保存というこの問題を体系的な芸

術にあてはめて考えるとき、伝承すべき要素と然らざる要素について判断の基準を定めるのは難かしい。体的な芸術は必ず変化を伴うものであり、変化するところに生命がある、とも言えるからである。その意味で、東大寺の修二会が、本質的意義を保ち続け基本的形態を保ち続けながら、部分的には大胆な改変を試み、それを新しい伝統の形成に結びつけている事実などは、参考とするに足るひとつの例であろうと考える。伝統の保存継承という営為が、様式や形式の温存のみに留まっては正しい継承となり得ず、本質を失う変化もまた正しい継承とはなり得ないからである。

おわりに

本論では、東大寺二月堂の修二会という伝統行事の在り様を歴史の流れの中にたどり、折々ごとの姿勢を確認した。そのさまざまな在り様のひとつひとつに、伝統的諸芸能が直面している保存継承の問題を具体的に重ね合わせてみると、この問題への問いかけや解決への方向性をより多く発見できるのではないかと思う。あるいはまた、より充実した継承形態の確立を促す契機ともなるのではないかと思う。この一文が、その動きへの一助ともなれば幸いである。

なお、本論の執筆にあたって、史料の披見に関しては東大寺図書館の新藤佐保里氏と東京大学史料編纂所の永村真氏のご助力を得、また資料の整理から作表に至るまで、終始仁尾洋子氏のお手を煩わせている。ご好意に心からお礼申上げて結びとしたい。

注

- (1) 寺院の諸堂に所属して雑務にもたずさわった身分の低い僧侶。東大寺には法華堂衆と中門堂衆が存在した。
- (2) 昭和五四年一月、中央公論美術出版刊。
- (3) 山岸常人氏「東大寺二月堂の創建と紫微中台十二面悔過所」(南都仏教 第四五号所収) 参照。
- (4) 拙稿「唱礼について」(東洋音楽研究 第五〇号所収) 参照。

- (5) 永村真氏「平安前期東大寺諸法会の勤修と二月堂修二云」(南都仏教 第五二号) 参照。
- (6) 「依不叶本供米、於練行衆者不可過十六人之由、自寺家被示遣之」とある。
- (7) 「依料米不具、於下七日者不可有之由、□□」とある。
- (8) 「至膳部役、雖無□家沙汰各相語大膳令勤仕之、於駟土者上七日三□役一人不來見、仍各用所従、五日七日并湯毎朝□等勤仕之、(中略)覚順至下七日奉加粥料一石」などとある。
- (9) 文面から、二月堂講衆と修二会練行衆は同一集団に属していたと思われるが、実体はわからない。現在、毎月一八日の観音縁日に、二月堂で講經論義法要が勤修されているが、これが、あるいは「二月堂講」の名残りでもあろうか。
- (10) 五体を地に抛つて懺悔の心を表現する作法という。具体的には長さ六メートル、幅六〇センチほどの檜の板に体を落して膝を打ちつける。板の一端を固定し、一端を浮かせてあるので、膝を突くと大きな音がする。
- (11) 「東大寺尊勝院院主次第」によれば、弁曉は尊勝院を建久七年(一一九六)に再興している。
- (12) 前掲永村論文参照。
- (13) 寛元二年(一二四四)に法性寺禪定殿下北政所准后の参詣、文永三年(一二六六)に大宮女院参詣、文永六年(一二六九)に再び大宮女院参詣の記事がある。
- (14) 「一、於当年者、新入四人令参籠、聊雖似背内陳後戸壁書之面、近年練行衆以外無人之間、動欲及行法之違乱歎而有余、仍致尽理之評定、四人令参籠」とある。
- (15) 「一、於長宗者、雖可為処世界、可読初後夜經之仁無人教故、与権処世界敵海居替於座席、着南座読、敵海者即処世界役勤仕畢」(永享八年条)
- 「(前略)將又読経之仁躰近年減少之間、良英依為能読大功之子細有之、是又参籠之潤色者也、此等之条々、曾以不可為自余之類例之間、堅評定読」(文明一六年条)とある。
- (16) 「一、当年之練行衆廿九人之間、(中略)仍任彼旧記、四職并成業除吼子早、并於英連与甚経両人者、雖非成業往年参籠之間、任良寛例、月探可除之旨評定畢」
- (17) 「一、依為去年同様勤行新一様毛取納無之、(中略)于時練行衆之上衆浄芸栄賀二人河州江相越、(中略)歎右之趣爰、則万疋奉施入、依之修二無悉相統、」(弘治四年条)
- (18) 牛王は結願作法の必要物ゆえ、炎上の際に寄進されたことは望外の喜びだったと思われるが、寛文七年条には「満寺之喜悅

不遇之者也」と記している。

- (19) 明正帝(徳川秀忠女)。寛永二〇年(一六四三)讓位。
- (20) 寛文一年(一六七二)条に、江戸益田栄寿院耀誉妙林大姉から寄進の旨が記されている。
- (21) 寛文二年(一六七二)条に、西村源右衛門後室妙徳尼から寄進の旨が記されている。
- (22) 延宝六年(一六七八)条に、残存の経を修復し、上生院晋英・宝殿院実賢が尽写した旨が記されている。
- (23) 天和四年(一六八四)条に、四聖坊晋性が奉懸した旨記されている。
- (24) 元禄四年(一六九一)条に、尊勝院道然が書写寄進した旨が記されている。
- (25) 元禄一年(一六九八)条に、大観音御厨子の帳と宝鐸、小観音御厨子の玉幡二流と宝幢を公慶上人が寄進した旨が記されている。
- (26) 元禄二年(一六九九)条に、寄進の施主があつて奉掛した旨が記されている。
- (27) 山岸常人氏「中世仏堂における内陣・礼常の性格―主として寺院法から見ても―」(建築史学 第6号)参照。
- (28) 久安四年(一一四八)に維順が本尊の宝殿を打敷いた罪で僧団から追放されているが、文明五年(一一四七三)の顕実、文明九年(一一四七七)の宗順などは、内陣出入の作法を誤って擯出されており、内陣の出入は非常に重視されていたらしい。
- (29) 以上、『東大寺史』(東大寺刊)、『東大寺』(平岡定海著、教育社刊)参照。
- (30) 拙稿「小観音のまつり」(南都仏教 第五二号)参照。
- (31) 宝永二年(一七〇五)・同七年(一七一〇)・享保元年(一七一六)・同二年・享保一〇年(一七二五)・一一年・天明二年(一七八二)・同九年(一七八九)・寛政五年(一七九三)・同七年(一七九五)など。
- (32) 宝永六年(一七〇九)・同八年・享保四年(一七一九)・同一年(一七二六)・同二年などには小観音の御興役不足による代役の件を、元文二年(一七三七)・同三年・同四年などには小観音の暁松明役の代役の件を記している。また、天明三年(一七八三)には平練行衆の不足により、通常は新入練行衆には配されぬ五体の役を、新入に配した旨が記されている。
- (33) 「二月堂悔過作法の変容」(『東大寺修二会の構成と所作別巻』所収。平凡社刊)参照。
- (34) 拙稿「小観音のまつり」(南都仏教 第五二号)参照。